

新斎場供用開始の前日まで、市外の火葬場で火葬した場合に市内火葬料金との差額（上限 10 万円）を交付します。【申請は火葬した日から 180 日以内】

■ 対象期間〈予定〉

令和 7 年 1 月 2 日～
令和 8 年 3 月 3 1 日（予定）
までの火葬（令和 8 年 1 月 1 日を除く）

■ 対象者

一日に火葬できる件数を超える申し込みがあった等の理由で、市立斎場を使用できず市外の火葬場を使用し、その使用料を支払った人

※生活保護法の規定に基づく葬祭扶助を受けた場合は対象外

■ 補助金額

支払った火葬場の使用料から、本市使用料（大人 20,000 円、小人 10,000 円、死胎児 2,000 円）を差し引いた額（上限 10 万円）。補助金の交付には 2 か月ほどかかります。

■ 申請方法（市役所住居表示担当へ直接持参または郵送）

岸和田市火葬場使用料補助金交付申請書兼請求書（市ホームページよりダウンロード可）を提出してください。

添付書類 ①火葬許可証の写し ②火葬を行った火葬場の使用料の領収書の写し
③火葬した日がわかる書類の写し ④振込先内容がわかる通帳等の写し

【お問い合わせ / 申請先】 ☎072-423-9452

〒596-8510(住所記載不要) 岸和田市役所 市民課 住居表示担当

受付時間 / 9 時～ 17 時 30 分
※土日祝、年末年始を除く